

令和5年度
施政方針

小 城 市

施 政 方 針

令和5年第1回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本定例会に上程しました議案の審議をお願いするにあたり、令和5年度の施政方針の一端について述べさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症についてではありますが、令和4年度におきましても、昨年度に引き続き国内でも猛威をふるっており、終息する気配が見えない状況でありました。

既に3年以上にわたりますコロナ禍ではありますが、これまで経験したことのない困難な状況下にあって、国・県の動向を注視しつつ、ワクチン接種の対応や、生活支援・経済支援の両面から、その時々に応じた対策を講じてまいりました。

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置などを経ながらも、市民の皆様とともに、この困難に立ち向かいコロナ禍以前の日常を取り戻すため、平時の活動のあり方を模索しながら、市民力・地域力によりまちづくりを進めているところであり

ます。

新型コロナウイルス感染症の最前線で対応されている医療や福祉、子育ての現場等の皆様をはじめ、御尽力いただいている市民や関係団体、事業者の皆様におかれましては改めてお礼を申し上げます。

また、世界の安寧と経済に目を向けますと、ロシアのウクライナに対する軍事的な侵攻の長期化による食糧・資源などの供給不足や物価上昇、また、極端な円安の進行が市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼしています。

このような中、市民の皆様の家計負担の軽減や事業者の応援のため、小売店舗等復興応援券事業や燃油・原材料等高騰対策支援事業などを実施してきましたが、今後も国の動向を見極めながら適時適切な対策を講じてまいります。

市政を取り巻く国の経済動向につきましては、令和5年1月23日に閣議決定されました「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によりますと、「我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している」とされています。

また、佐賀県内の経済情勢をみますと、令和5年1月31日に発表されました佐賀財務事務所の「佐賀県内経済情勢報告」では、「県内経済は、持ち直している」とされており、先行きについては「ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある」とされています。

このような中、本市の財政状況につきましては、歳出の面からみますと、「団塊の世代」と呼ばれる昭和22年から昭和24年生まれの方々が、75歳の「後期高齢者」となり、介護や医療に係る社会保障費の増大を前提とした時代に移行しつつあり、財政負担につきましても今後も増加していくものと予想されます。

また、少子化が進展する中において、子育て支援対策への取り組みが急務となっております。1月23日に開会された第211回通常国会での、岸田首相の施政方針では、「こども・子育て政策は最も有効な未来への投資」と位置付けられ、安定財源の検討を進める意向を表明されており、地方自治体においても、少子化対策に係る予算額が大きくなるものと考えております。

こうした時代変化を迎える中で本市は、その財源の多くを地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない状況でございます。

その様な中ではございますが、自主財源の多くを占める市税につきましては、適正、公平な課税に継続して取り組むとともに、収納率の維持・向上に努めてまいります。

また、貴重な自主財源の一つであります「ふるさと応援寄附金」につきましては、自治体間競争の激化等により、ここ数年寄附金が伸び悩んでいるところでございますが、これまで以上に、「小城市を応援したい」と思っただけけるよう、新たな返礼品の発掘や開発、広報活動の充実・強化など継続的に取り組んでいきたいと思っております。

加えて、令和3年度からは、本市の地方創生の取り組みに御賛同いただく企業様から、「企業版ふるさと納税」として貴重な浄財を御寄附いただいております。これからも引き続き、多くの企業様に本市の取り組みに応援・賛同していただけるよう取り組んでまいります。

また、年度によって生じる財源の不均衡を調整するための財政調整基金等につきましても、その残高について注視しながら、安定的な財政運営に努めてまいります。

今後も引き続き、自主財源等歳入の確保を図りつつ、限られた財源を有効に活用し、市政の諸課題に対応しながら、長

期的展望を見据えた「持続可能な小城市づくり」を目指してまいります。

それでは、「第2次小城市総合計画」の政策に沿って、これからのまちづくりの方向性について御説明いたします。

第1に、「住みたい!と思う 笑顔が集まるキレイなまち」につつましては、計画的で適切な土地利用の誘導を図るとともに、賑わい・活力のある拠点地区のまちづくりを推進するため、生活に必要な都市機能の充実を図り、利便性の高い空間形成に努めてまいります。

「牛津拠点地区市街地活性化」につつましては、牛津駅前広場整備が令和5年度で完了する予定であり、牛津駅利用者の利便性の向上、また、牛津駅を中心とした賑わいの創出に繋がるものと期待しております。

移住・定住施策につつましては、引き続き相談対応の充実を図るとともに、空き家の発生抑制や潜在的に利活用可能な空き家の有効活用を進めるため、空き家バンクの運営及び登録の推進による移住・定住の受け皿の確保に努めてまいります。

加えて、過疎地域の指定を受けております芦刈町につつましては、引き続き住宅取得奨励金の交付等によるインセンテ

ィブを付与しながら、移住・定住の促進を図ってまいります。

また、住み良い環境づくりを進めるため、安全な水道水の供給や、下水道の整備を推進してまいります。

更には、快適な生活環境と循環型社会の形成のため、市内で排出される廃棄物の中継基地である「廃棄物中継センター」の整備について検討を進めてまいります。

第2に、「安全に みんなが行き交うまち」につきましては、国・県道へ接続する道路交通網の整備・充実を図るため、道路管理者である国や佐賀県等と十分な協議を行いながら、安全で利便性の高い道路・交通網の整備に努めてまいります。

「佐賀唐津道路」多久佐賀間のⅠ期につきましては、事業促進が加速されるよう国への更なる要請を行いながら、道路ネットワークの構築に努めてまいります。

また、市道の改良・改修及び橋りょうの点検補修を行い、長寿命化を図ります。

交通安全の環境整備につきましては、通学路、生活道路などにおいて、歩行者の安全・安心に考慮した交通安全対策を推進してまいります。

加えて、地域公共交通のあり方につきましては、引き続き高齢者や交通弱者に寄り添った利用者の目線で利便性の向上を目指してまいります。

第3に、「歴史・文化と歩いていく 自然豊かなまち」につきましては、天山から有明海までの南北に広がる豊かな小城市の自然と、先人達が積み上げてこられた歴史・文化を大切にしながら、後世に継承していくことが私たち市民の責務でもあります。そのため、市内に残る様々な地域資源を活用しながら、歴史、伝統・文化芸能の継承と振興を図ってまいります。

特に、令和5年度は、「土生遺跡」が昭和48年(1973年)に国の史跡に指定され50年目の節目の年となります。この節目の年を小城市の歴史と伝統を考える機会と捉え、ふるさと小城への愛着や誇りの醸成に繋げていきたいと考えております。

また、自然環境の保全につきましては、2050年までに「温室効果ガスの排出ゼロ」を目指すため、令和4年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しております。令和5年度は、この宣言を一步ずつ着実に進めるためのスタートの年と位置付け、「再生可能エネルギーの導入推進計画(仮称)」を策定するとともに、市民の皆様にも地球温暖化防止への理解を深めもらうための取り組みに努めてまいります。

第4に、「みんなが健やかで 生きがいを感じるまち」につきましては、健康で生きがいのある生活を送ることは、全ての人にとって基本的な喜びであると思っております。そのた

めには、疾病の予防や早期発見の機会を設け、健康に関心を持っていただき、食生活の改善や運動などの健康づくりを推進してまいります。

また、地域医療の充実を図るため、小城市民病院と多久市立病院を統合した「公立佐賀中央病院」の令和7年度の開設に向けて、多久市と連携しながら整備を進めてまいります。

生涯スポーツの充実につきましては、2024年に佐賀県で「国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会」が開催されます。そのため本市では、令和5年度に国民スポーツ大会の競技別リハーサル大会を開催します。本大会に向けて、市民の皆様にはスポーツへの関心をより高めてもらい、「する」「みる」「ささえる」の立場でスポーツに関わる機会を提供してまいります。

また、「小城市フットボールセンター」の整備につきましては、当初計画より完成が遅れておりますが、令和5年中の完成を目指して事業推進に努めてまいります。完成後は、スポーツの振興はもとより、交流人口が創出され、人づくり・まちづくりにつながっていくものと期待しております。

第5に、「みんなでささえあう やさしいまち」につきましては、様々な制度や高齢・障がいという分野を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持

ち、助け合いながら自分らしく暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指し、福祉サービスの情報提供や相談体制を強化し、重層的な支援の充実を図ってまいります。

また、高齢化社会に対応するため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、支援を必要とする方への買い物・ゴミ出し・付き添い支援などの生活支援体制整備を推進し、高齢者の暮らしを支える「支えあい」の地域づくりを進めてまいります。

また、誰もが多様性のある社会の中でお互いの違いを認め、個々の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることのできる共生社会の実現を引き続き目指してまいります。

第6に、「子どもが自分らしく 笑顔で育っていけるまち」につきましては、妊娠・出産期から子育て期にわたるまで、全ての子どもや保護者に対して、包括的に切れ目のない相談支援体制の充実を図ってまいります。

また、働きながら子育てをされている家庭の育児負担を軽減するため、子育て家庭のニーズに対応した幼児教育・保育サービスの充実や環境整備を行い、安心して子どもを産み、育てることができるよう子育て支援の充実を図ってまいります。

学校教育の充実につきましては、家庭や地域、各種関係機

関と連携を図るとともに、ICTを活用した取り組みを推進し、「豊かな心」や「健やかな体」を育成し、これからの社会を生き抜くために必要な「生きる力」を育んでまいります。

また、「学ぶ力」を育むための環境整備を進めるため、令和5年度に、小中学校施設整備の長寿命化又は改築に向けた調査を実施します。

なお、児童生徒に安全で安心な給食を提供できるよう建設を進めております集約された新しい「小城市学校給食センター」につきましては、令和5年9月からの稼働を予定しております。

子育て支援及び学校教育、幼児教育・保育の充実につきましては、移住や定住にも影響を与える政策であると考えておりますので、今後も引き続き積極的に取り組んでまいります。

第7に、「地域の資源を活かし 企業も市民も元気なまち」につきましては、農業の振興のため、地域営農の担い手となる認定農業者や集落営農組織へ農地を集約し、経営の安定化を図るとともに、農業の基盤整備を推進してまいります。

また、新たに営農を始めるために必要な支援を行うとともに、園芸作物のブランド化・高付加価値化など新たな経営の展開に対する支援に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、令和4年度は有明海での赤

潮の発生などにより、ノリの生育に必要な栄養塩が不足し、品質が低下する「色落ち」の被害が出ており不作となっております。今後も引き続き漁業生産基盤の充実を図り、担い手の育成と支援に取り組むとともに、持続可能な漁場の保全に取り組んでまいります。

また、商工業の振興につきましては、後継者対策として関係機関と連携し、事業承継に係る相談支援体制の充実を図るとともに、ふるさと応援寄附金制度や様々な広報媒体を活用し、小城市の製品のPRに努め、地場産業の活性化を図ってまいります。

第8に、「幅広い交流を深め にぎわいのあるまち」につきましては、コロナ禍において様々な交流活動の自粛を余儀なくされている状況でありましたが、ウィズコロナの中で、地域の交流活動を促進するとともに、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の創出により、地域力の向上に繋げてまいります。

また、協働によるまちづくりを推進するため、自主的な地域活動への参加を促すとともに、市民主体の地域づくりを推進してまいります。

加えて、市内の大学・高校、民間企業・団体など多様な担い手と、市民との共創によるまちづくりを推進し、地域活性

化の取り組みを続けてまいります。

第9に、「市民みんなが観光ガイド！ひとがひとを呼ぶまち」につきましては、市政に関する情報や、各年代の方々が必要としている情報を、わかりやすく多様な手段を活用し、情報発信を行ってまいります。

また、シティプロモーションとして、本市の魅力を広くわかりやすく発信し、本市のイメージアップを図り、地域の活性化に繋げてまいります。

観光の振興につきましては、イベント・観光情報について、関係団体、関係市町と情報共有及び事業連携を積極的に行い、知恵とスキルを出し合い相乗効果による観光地の魅力アップに努めてまいります。

特に、今年、唐津線とともに開業した国登録有形文化財である小城駅が120周年を迎えます。このことから、文化や伝統を重んじながら、ひとつの地域資源として、観光振興に結びつけていければと考えております。

また、過疎地域指定を受けている芦刈地区を中心とした観光施設の充実を図るための取り組みに注力してまいります。

第10に、「ひとりひとりの力を合わせて防犯・防災 安心して暮らせるまち」につきましては、災害に強い安全・安心な

まちづくりを目指し、自主防災組織の育成強化や、関係機関との連携による防災対策に努めてまいります。

令和元年、令和3年と隔年で続いた豪雨災害は、市内に大きな被害をもたらし、床下・床上浸水や土砂災害、農業被害などが深刻でした。

このようなことから、災害に強い小城市づくりを目指して、国と緊密に連携しながら、牛津川遊水地の整備に向けて取り組んでおります。遊水地事業の対象地域の皆様には、非常に多大な御苦勞をおかけしておりますが、小城市としてもしっかりと丁寧に対応してまいります。

加えて、田んぼダムの取り組みの推進や、豪雨により水害が多発する地域において排水対策の検討に向けた内水対策調査を行います。また、防災行政無線システムの整備及び排水機場のポンプ設備の改修・更新を計画的に進め、危機管理対策の充実を図ってまいります。

なお、第2次総合計画後期基本計画においては、成果を重点的に向上させる重点施策として「防災・減災体制の充実」を位置付けており、市民の皆様の暮らしを守る観点から、積極的に取り組んでまいり所存であります。

また、防犯体制の充実につきましては、日常生活の行動の中に防犯の視点を取り入れて行動する「ながら防犯」の推進に努めるとともに、詐欺等の様々な消費者問題について関係

機関と連携した相談体制の充実に努めてまいります。

以上、第2次総合計画の10の政策について、その方向性を申し上げました。

この10の政策を推進していくにあたり、令和5年度から令和7年度を計画期間とする「第5次小城市行政改革大綱」を策定しております。総合計画推進のため人材育成の推進、行政改革の推進、健全な財政運営の推進、業務執行体制の充実に図り、効率的・効果的な行財政運営を進め、持続可能な自治体経営を推進してまいります。

なお、令和5年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながらの行政運営になりますが、国においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、特段の事情が生じない限り5月8日から「2類相当」を、季節性インフルエンザと同じ「5類」へ移行する方針を決めております。

コロナ禍との闘いは、4年目に入りこれまでの日常を取り戻す大きな節目を迎えることとなります。しかし、感染法上の分類見直し後、社会情勢がどのようになるのか不透明であり、不安を払しょくできるものではありません。そのため、今後も国・県の新型コロナウイルス感染症対策を注視しながら

ら、市民の皆様のご生活と地域経済を守るため対策を講じてまいります。

なお、5期目の公約として掲げておりました「地区別懇談会」につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、令和4年度から行っていくこととしておりましたが、感染症の感染拡大が続く折、開催を見送っておりました。そこで、開催方法を見直し、各小学校区で2回ずつ計16回の「市長と語る会」の開催を予定しております。また、新たな試みとして「YouTubeを活用した語る会」も予定しております。市民の皆様とコロナ禍後を見据えた小城市のまちづくりについて語り合い、皆様に元気を与えることが出来ればと思っております。

最後になりますが、今後も、「第2次総合計画」に掲げる将来像「^{こきょうこうき}誇郷幸輝～みんなの笑顔が輝き幸せを感じるふるさと小城市～」を目指し、市民のみんなが幸せを感じることができ、「ここがふるさと!」と誇れる小城市を、市議会の皆様を始め、市民の皆様、そして職員と共に創っていく所存であります。

なお、本定例会に上程いたしました令和5年度予算関係の詳しい内容につきましては、別途説明を申し上げます。

議員の皆様には、これまで御説明いたしました内容につきまして、御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。令和5年度施政方針の一端とさせていただきます。